

下記の業務委託について、制限付一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づき公告する。

令和3年12月9日

静岡県公立大学法人理事長 尾池 和夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 「受動喫煙調査」  
スクリーニング調査・ホームユーステスト名簿づくり業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書による
- (3) 契約期間 契約日～令和4年3月31日(木)
- (4) 成果物納入場所 静岡県立大学 食品栄養科学部 雨谷敬史研究室
- (5) 入札方法 総価による

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託、システム開発業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下において「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。))又は民事再生法(平成11年法律第225号)の基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けているものを除く。))でないこと。
- (5) 国、地方公共団体、大学又は研究機関等と調査業務委託契約の実績があり、契約を誠実に履行で

きる者であること。

(6) 3年以内に喫煙に関する調査分野における調査の実績があり、調査を期間内に確実に履行できる者であること。

(7) プライバシーマークの付与を受けている事業者であること。

### 3 契約条項を示す場所等

#### (1) 交付場所及び担当部局

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学事務局 総務部出納室

TEL:054-264-5126 FAX:054-264-5099

#### (2) 交付期間

公告日から令和3年12月15日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時まで(最終日は午前11時まで)、下記の方法により配付する。

ア 上記3(1)の場所にて、交付する。

イ 電子メールでの交付を希望する場合は、「[suito@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:suito@u-shizuoka-ken.ac.jp)」宛にその旨を電子メールで送信すること。

### 4 入札及び開札の場所及び日時

#### (1) 入札書の問い合わせ先及び提出場所

上記3(1)に同じ。

なお入札書は、下記開札日及び場所に直接提出又は郵送(書留郵便に限る。)によること。郵送による場合は、令和3年12月22日(水)午後5時必着のこと。宛先は上記3(1)に同じ。

#### (2) 開札の日時及び場所

令和3年12月23日(木) 午前10時00分

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学 一般教育棟2階 演習室2218

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法による。

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

##### ・入札保証金 要

入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を、現金もしくは銀行振込で納付する。現金の場合は入札当日(開札前)までに、銀行振込の場合は開札日の前日までに納付することとする。なお、振込手数料は入札者の負担とする。

##### ・契約保証金 要

契約保証金として入札金額の100分の10以上の金額を、契約日当日までに現金もしくは銀行振込で納付する。

銀行振込の場合は契約日までに納付することとする。なお、振込手数料は契約者の負担とする。

#### (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって、有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

詳細は入札説明書による。